

草津市障害者移動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）

第5条第20項の移動支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、草津市とする。

2 草津市は、事業の運営を適切な事業運営ができると認められる事業者に委託して実施する。

(事業の内容等)

第3条 事業の内容は、屋外での移動に困難がある障害児および障害者（以下「障害者等」という。）の外出における移動の支援を実施することとする。

2 事業の対象となる外出は、市長が特に必要と認める外出を除き、事業の提供を受ける日のうちに終える外出であって、社会生活上必要不可欠な外出（官公庁もしくは金融機関への外出、冠婚葬祭もしくは公的行事への参加のための外出または、障害者等がそれらの者の介護を行う者を伴って行う生活必需品の買い物等のための外出をいう。）および余暇活動等の社会参加のための外出とする。ただし、通園、通学、通勤および営業活動等の経済活動に係る外出、長期間にわたる外出ならびに社会通念上適当でない外出の場合は、この限りでない。

(移動支援の形態)

第4条 移動支援は次の各号に掲げるいずれかの形態により提供されるものとする。

(1)個別支援 一名の障害者等に対し原則一名のヘルパーにより移動支援が提供されるもの

(2)グループ支援 複数の障害者等に対しその数を下回る数のヘルパーにより移動支援が提供されるものであって、障害者等の数をヘルパーの数で除して得た数が3以下のもの（ただし、中学生未満の障害児は対象としない。）

2 前項第2号に規定する形態により移動支援を提供する場合は、事前にグループ支援計画を作成し当該移動支援を受ける予定の支給決定障害者等全員の同意を得なければならない。

(事業の対象者)

第5条 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、市長が外出時に移動の支援が必要と認めたものとする。ただし、法第5条第3項の重度訪問介護を供与される者、同条第4項の同行援護を供与される者および同条第5項の行動援護を供与される者は、この限りでない。

(1)身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2)療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者

(3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45

条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) その他市長が特に必要と認める者

(利用の申請等)

第6条 事業を利用しようとする者またはその保護者（以下「申請者」という。）は、草津市障害者移動支援事業利用申請書（別記様式第1号）を市長に提出することにより、事業の利用の申請を行うものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、必要な調査等を速やかに実施したうえで審査することにより、事業の利用の適否を決定し、草津市障害者移動支援事業利用承認・不承認決定通知書（以下「決定通知書」という。別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(利用の期間)

第7条 前条第2項の規定により事業の利用が適当である旨の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が事業を利用できる期間は、当該決定を行なった日から最初に到達する3月31日までとする。

2 利用者は、前項の期間が満了した後も引き続き利用しようとするときは、当該期間が満了する日前1箇月以内に前条第1項の申請を行なわなければならない。

(利用者の変更および廃止)

第8条 利用者またはその保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、草津市障害者移動支援事業利用変更（廃止）届（別記様式第3号）を速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 利用者の住所等を変更した場合

(2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合

(3) 利用者またはその保護者が利用の中止をしようとする場合

(利用の取消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第2項の規定による事業の利用が適当である旨の決定を取り消すことができる。

(1) 事業の対象者でなくなった場合

(2) 不正または虚偽の申請により利用が適当である旨の決定を受けた場合

(3) その他市長が利用を不相当と認めた場合

(利用の方法)

第10条 利用者が、事業を利用しようとするときは、決定通知書を第2条第2項の事業者に提示し、当該事業者に直接依頼するものとする。

(利用の時間の上限)

第11条 利用者が事業を利用できる時間は、1箇月当たり30時間までとする。

2 市長は、特に必要と認める場合は、利用者が事業を利用できる時間を前項に規定する時間の2倍の範囲内で延長することができる。

(利用料等)

第12条 利用者等は、事業の利用に要する経費として、第4条第1項の規定による移動支援の形態により、別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる利用

料を負担するものとする。ただし、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第4号に規定する者はこの限りでない。

2 利用者は、前項の利用料のほか、移動支援に係る有料道路の料金、有料駐車場の料金その他必要な経費の実費を負担するものとする。

3 利用者は、前項の利用料および実費を、第2条第2項の事業者に直接支払うものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 利用者が平成18年度中に第5条第2項の規定により事業の利用が適当である旨の決定を受けた場合の第6条第1項の適用については、同項中「最初に到達する3月31日」とあるのは「平成20年3月31日」とする。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第12条第1項関係）

個別支援

区分	利用の時間	利用料
身体介護を伴わない障害者等	0.5時間未満	105円
	0.5時間以上1時間未満	197円
	1時間以上1.5時間未満	276円
	以降0.5時間を増すごとに右金額を加算	70円
身体介護を伴う障害者等	0.5時間未満	230円
	0.5時間以上1時間未満	400円
	1時間以上1.5時間未満	580円
	以降0.5時間を増すごとに右金額を加算	80円
短時間で終了する車両による市内の移動支援	0.5時間未満	100円
短時間で終了する車両による市外の移動支援	0.5時間未満	170円

グループ支援

区分	利用の時間	利用料
身体介護を伴わない障害者等	1.5時間以上2時間未満	251円
	2時間以上2.5時間未満	303円
	2.5時間以上3時間未満	353円
	3時間以上3.5時間未満	403円
	3.5時間以上4時間未満	460円
	以降0.5時間を増すごとに右金額を加算	55円
身体介護を伴う障害者等	1.5時間以上2時間未満	400円
	2時間以上2.5時間未満	470円
	2.5時間以上3時間未満	540円
	3時間以上3.5時間未満	610円
	3.5時間以上4時間未満	680円
	以降0.5時間を増すごとに右金額を加算	60円